

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第39号議案

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名	3
2 改正理由	3
3 改正の内容	3
4 施行期日	3
5 新旧対照表	4～8

こども部
令和5年2月

1 改正する条例名

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園における業務継続計画の策定等に係る基準等を見直す必要があるため。

3 改正の内容

(1) 設備の共用や職員の兼務を可能とする（第7条、第12条）

幼保連携型認定こども園に他の社会福祉施設が併設されている場合、保育所と同様に、設備及び職員を社会福祉施設の設備や職員に兼ねることができることとするもの。

(2) 業務継続計画の策定等（第18条）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続して提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等の努力義務を課すもの。

(3) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除（第18条）

児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権について、民法の規定が削除されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

(4) 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例（附則第11項）

乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って、保育士とみなすことができるとされていたが、乳児の在籍人数の要件が撤廃されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

4 施行期日

令和5年4月1日

5 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合には、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p> <p>第12条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。</p> <p><u>2 前項の規定は、保育室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第18条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第35条第7号、第36条並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第7条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合には、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。<u>ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)</p> <p>第12条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。<u>ただし、保育室等については、この限りでない。</u></p> <p>第18条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第35条第7号、第36条並びに第40条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替え る児童福	読み替えられ る字句	読み替える字 句	読み替え る児童福	読み替えられ る字句	読み替える字 句

社施設基 準条例の 規定			社施設基 準条例の 規定		
第 5 条 第 1 項	[略]	[略]	第 5 条 第 1 項	[略]	[略]
第 6 条 第 1 項	[略]	[略]	第 6 条 第 1 項	[略]	[略]
第 6 条 第 2 項 及び 第 1 5 条 第 5 項	[略]	[略]	第 6 条 第 2 項 及び 第 1 5 条 第 5 項	[略]	[略]
第 9 条 第 1 項	[略]	[略]	第 9 条 第 1 項	[略]	[略]
第 1 1 条 の見出し 及び同条 並びに第 1 5 条 第 2 項 及び 第 3 項	[略]	[略]	第 1 1 条 の見出し 及び同条 並びに第 1 5 条 第 2 項 及び 第 3 項	[略]	[略]
第 1 1 条	[略]	[略]	第 1 1 条	[略]	[略]
第 1 2 条	[略]	[略]	第 1 2 条	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
第 1 2 条 の 2 第 1 項	利用者に対す る支援の提供	園児の教育及 び保育(満3歳 未満の園児に ついては、その 保育。以下同 じ。)	<u>[新設]</u>		
	及び	並びに			
[削除]			第 1 3 条	児童福祉施設 の長	就学前の子ど もに関する教 育、保育等の総 合的な提供の 推進に関する 法律第 1 4 条 第 1 項に規定 する園長(以下 「園長」とい う。)

				入所中の児童 に対し法第4 7条第1項本 文の規定によ り親権を行う 場合であつて 懲戒するとき 又は同条	法第47条
				その児童	園児
第15条	[略]	[略]	第15条	[略]	[略]
第1項	[略]	[略]	第1項	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
第19条	[略]	[略]	第19条	[略]	[略]
第20条	援助	教育及び保育 並びに子育て の支援	第20条	援助	教育及び保育 (満3歳未満 の園児につい ては、その保 育。以下同じ。) 並びに子育て の支援
第1項			第1項		
	[略]	[略]		[略]	[略]
第20条	[略]	[略]	第20条	[略]	[略]
第2項			第2項		
第35条	[略]	[略]	第35条	[略]	[略]
第7号			第7号		
第35条	[略]	[略]	第35条	[略]	[略]
第7号ア			第7号ア		
第35条	[略]	[略]	第35条	[略]	[略]
第7号イ			第7号イ		
第35条	[略]	[略]	第35条	[略]	[略]
第7号ウ			第7号ウ		
第35条	[略]	[略]	第35条	[略]	[略]
第7号カ			第7号カ		
第36条	[略]	[略]	第36条	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
第40条	保育所の長	就学前の子ど もに関する教 育、保育等の総 合的な提供の	第40条	保育所の長	園長
第1項			第1項		

		<u>推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）</u>			
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
第40条 第2項	[略]	[略]	第40条 第2項	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
<p>附 則</p> <p>（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）</p> <p>8 [略]</p> <p>1.1 <u>第6条第3項の表備考第1号の定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第6条第3項の表備考第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>1.2 <u>前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</u></p> <p>1.3 <u>前4項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えては</u></p>			<p>附 則</p> <p>8 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1.1 <u>前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p>		

ならない。